

7/16
早見福井

安保法制

違憲性を強調

福井弁護士会長が非難

福井弁護士会の寺田直樹
会長は「憲法の前文と九条
から、集団的自衛権を行使
できるとは到底解釈できない」と、
集団的自衛権の行

使容認を含む安保法制の違
憲性を強調し、十五日の衆
院特別委員会での強行採決
を非難した。=●面参照

寺田会長は「政府や法学

者の多くは憲法公布から七
十年近く「集団的自衛権は
認められない」と解釈して
きた」と指摘。「長年の解
釈を法的な裏付けもないま
ま百八十度変えることは、
どんな法律家でも容認する
ことはできない」と話す。

必要性だけで安保法案を押
し通すことは許されない」
と主張する。

二〇一三年度に弁護士会
長だった島田広弁護士は
「一人一人の意見を『目に
見える形』で直接訴える」
ことが重要なと話す。

島田弁護士は「最近の選
挙では強固な地盤で圧勝で
きる候補は少ない。無党派
層から直接メッセージが多い
数届けば、選挙への危機感

から慎重論が飛び出すかも
しない」と分析する。「議
員本人や自民党のホームページ
から誰でも簡単に意見
を伝えられる」として、よ
り多くの人に声を上げるよ
う呼び掛ける。(大山弘)